

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		湖北福祉ステーション（湖北デイサービスセンター）		
施設所管課		健康福祉部長寿推進課		
施設概要		所在地：長浜市湖北町速水1860番地 構造・面積：鉄筋コンクリート造 平家建 延床面積 2431.02㎡ 開設年度：平成9年度 施設内容：通所介護		
募集概要	募集方法	公募		
	募集要項配付期間	令和6年7月11日～令和6年8月14日		
	申請書類受付期間	令和6年8月7日～令和6年8月14日		
	募集内容	指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
		指定管理業務内容	①長浜市福祉ステーション条例（平成18年長浜市条例第112号）（以下「施設条例」という。）第3条第2号及び第6号に掲げる事業の実施に関する業務 ②その他介護保険の保険給付として行う事業に関する業務 ③管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務 ④管理施設の使用許可に関する業務 ⑤管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑥その他市長が必要と認める業務	
	指定管理料限度額	指定管理料の支払いはない。		
応募状況		申請者（合計1者）		共同申請の場合の構成
		所在地	名称	
		申請者	長浜市湖北町速水2745番地 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	
審査の概要及び結果	審査方式	長浜市指定管理者選定委員会第2委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査します。		
	選定委員会委員	5人		
	審査経過	第1回選定委員会（令和6年7月5日開催） 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第2回選定委員会（令和6年9月2日開催） 申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。		
	審査基準	1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準		

	指定管理者の候補者	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会																									
	審査結果及び理由	<p>【審査基準に基づく採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査基準</th> <th>配点</th> <th>申請者の点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準 1</td> <td>30</td> <td>24.60</td> </tr> <tr> <td>審査基準 2</td> <td>75</td> <td>52.80</td> </tr> <tr> <td>審査基準 3</td> <td>20</td> <td>12.40</td> </tr> <tr> <td>審査基準 4</td> <td>65</td> <td>53.60</td> </tr> <tr> <td>審査基準 5</td> <td>10</td> <td>7.40</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200</td> <td>150.80</td> </tr> <tr> <td>(参考) 100点換算割合</td> <td>100</td> <td>75.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>【理由】 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会は、介護事業だけでなく、地域福祉推進の立場から施設を活用されてきた実績は評価できる。今後も地域との連携及び法人としてのスケールメリットを生かした施設管理が行えると認められることから、指定管理者の候補者として適当と判断した。</p>			審査基準	配点	申請者の点数	審査基準 1	30	24.60	審査基準 2	75	52.80	審査基準 3	20	12.40	審査基準 4	65	53.60	審査基準 5	10	7.40	合計	200	150.80	(参考) 100点換算割合	100
審査基準	配点	申請者の点数																									
審査基準 1	30	24.60																									
審査基準 2	75	52.80																									
審査基準 3	20	12.40																									
審査基準 4	65	53.60																									
審査基準 5	10	7.40																									
合計	200	150.80																									
(参考) 100点換算割合	100	75.40																									
	市が選定する指定管理者の候補者	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 【理由】 長浜市指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を湖北福祉ステーション（湖北デイサービスセンター）の指定管理者の候補者に選定した。																									